

水稲農家(作付面積2ヘクタール未満)の皆様へ
～農業所得簡易計算廃止のお知らせ～

これまで、比較的小規模(作付面積2ha未満)の水稲農家のうち、収支計算が困難な方については、申告の目安として「農業所得簡易計算」を適用して所得金額等を計算しておりましたが、この「農業所得簡易計算」は平成18年分をもって廃止となりました。したがって、平成20年2月の申告からは、原則どおり「収支計算」により農業所得を計算することとなります。

収支計算を行うには、収支金額の分かる書類と必要経費の分かる書類から日々記録し、それを科目(収入、肥料費、農薬費など)ごとに1年間の集計を行い、これらに関する書類を保存する必要があります。

こまめに書類の整理と記帳を行い、平成20年2月の申告からスムーズに収支計算が行えるよう心がけましょう。

■問合せ:仙北市 税務課 TEL(43)1117

10月は「骨髄バンク推進月間」です
あなたの善意が命を救う

骨髄移植は、白血病や再生不良性貧血等の患者さんへの有効な治療法です。骨髄バンクへの登録をお願いします。

大仙保健所の「骨髄バンク登録窓口」のお知らせ

■日 時:毎月第1、第3木曜日
午前9時から10時半

■場 所:大仙保健所

■ドナー登録できる方

- ①年齢が18歳以上54歳以下で健康な方
- ②体重が男性45kg以上、女性40kg以上の方
- ③骨髄提供の内容を十分に理解している方

※骨髄を提供できる年齢は20歳以上55歳以下です。

※2ccの採血で登録終了です。

■申込み:登録希望の方は、事前に予約が必要です。

■担 当:

大仙保健所 疾病予防・医薬班

TEL 0187(63)3403

10月1日は
市県民税3期・国民健康保険税4期の納期限です。
納め忘れのないように!!

口座振替の振替日は**10月25日**です。
前日まで残高の確認をお願いします!!

市では、市税の悪質滞納者一掃の取り組みを進めています

この取り組みにおいて、催告等に応じなかった滞納者に対して預貯金2件、給与7件の差押えを執行しました。(平成19年4月1日～平成19年8月31日まで)引き続き「税負担の公平性と税収」の確保のため、取り組みを強化します。

平成19年8月督促状発送件数は4,151件です。

介護保険事務所からのお知らせ

居宅介護福祉用具の購入費が支給されます

居宅で介護を受けている方が、特定福祉用具(介護保険で対象となる5品目)を購入したとき、申請により購入費用の9割分を介護保険より給付します。

申請にあたって、申請書、領収書及び購入した福祉用具のパフレット(写しでも可)が必要となります。申請の受付は、介護保険事務所のほか、大仙市役所、仙北市役所、美郷町役場(各支所を含む)の介護保険担当窓口でも行っています。

なお、都道府県により販売事業者が指定されています。指定を受けていない事業者から購入した場合は給付の対象とはなりませんので、注意してください。指定事業者については、介護保険事務所に問い合わせるか、直接販売店に確認してください。

◎対象者

要介護認定・要支援認定を受けている方(施設入所者は除く)

◎特定福祉用具

腰掛便座、特殊尿器、入浴補助用具、簡易浴槽、移動用リフトのつり具の部分

※限度額は年度あたり10万円までです。

同一年度内に同一種目の特定福祉用具を2つ以上購入することはできません。

■問合せ

介護保険事務所 保険指導班

TEL 0187(86)3911